

第4章 一般的国際組織—国際連盟、国際連合

4-1 国際連盟の制度と活動

(1) 国際連盟の設立

一般的国際組織の創設

普遍的国際的組織の成立

国際公務員制度

連合共同管理の方式の継承と変化

(2) 集団安全保障の試み

連盟規約第16条1項: 連盟規約によって禁止された戦争に訴える国は「他のすべての連盟国に対して戦争行為を為したるもの」とみなされる

運用に際して不明確な点

紛争審査「報告書」採択手続き(第15条4項)

例: 満州事変、エチオピア侵攻

連盟規約11条1項: 「戦争または戦争の脅威は、連盟国に直接影響があるか否かを問わず、すべての連盟全体の利害関係事項である」、「連盟は国際平和を擁護するため適当かつ有効と認める措置をとるべきものとする」

例: 1925年のギリシャ、ブルガリア間国境紛争

(3) 経済社会政策

連盟規約第23条: 労働、婦人児童・阿片の売買、武器弾薬取引、交通通過の自由・通商に関する公平なる待遇、疾病の予防・撲滅等に関して、国際連盟が関与することが規定
専門機関(Technical Organization) 設立—経済・金融機関、通信・通過機関、衛生機関、知的協力委員会等

1922年8月: オーストリア財政危機・インフレへの対応

ソルター→ラブディ

4-2 国際連盟の行政運用

(1) 理事会の設計と運用

(2) 国際公務員制度の設立と運用

バルフォア報告(Balfour Report): 国際的忠誠(international allegiance)、国際的性格(international character)

1920年第1回総会: ノーブルメア(Georges Nooblemaire)を議長とする調査委員会

待遇は最も待遇のよい国(この時点ではイギリス)以上

(3) 組織間関係—集権と分権

(4) ブルース報告—活動・政策手段の変質と組織的対応案

「経済社会問題のための中央委員会(Central Committee for Economic and Social question)」の設立勧告

4-3 国際連合の制度と活動

(1) 国際連合の設立

戦時行政との連続性

安全保障と経済社会活動を分離

安全保障理事会の管轄範囲に関しては柔軟な面

安全保障という中核分野に関して国連本体内部で分権化

(2) 集団安全保障の限界と平和維持活動の実践

拒否権

cf. 常任理事国の拒否権を伴う大国間協調の制度化が国際連盟の反省として適切か?

冷戦の進行により集団安全保障措置が実施される機会は限定

冷戦終了後の国連の集団安全保障措置の活性化への期待と限界

実践を通して拡大してきた平和維持活動 (PKO)

(3) 経済社会政策・規範設定・緊急対応

経済社会理事会

開発援助についても一定の活動

1966年: UNDP (国連開発計画) 設立

経済的な南北問題における南側諸国のチャンネルとしての国連の場

1961年国連総会: 「国連開発の10年」

1964年: UNCTAD (国連貿易開発会議) 開催

国連の比較優位

規範設定—脱植民地化、人権等

国連世界会議 (UN Global Conferences) という手法

緊急対応

UNHCR: 難民対応等の人道援助

4-4 国際連合の行政運用

(1) 安全保障理事会の運用

公式会合

非公式協議

アリア・フォーミュラ会合

担当官級の専門家会合、大使級の「非公式・非公式」会合

多様な問題をアジェンダに—地球温暖化問題等 cf. securitization、UNMEER

議題リード国という仕組み

(2) 国際公務員制度の展開と運用

国際連合憲章第98条、第99条: 事務総長のいわゆる政治的役割

国際連合憲章第101条事務局職員: 広範な地理的配分を確保

詳細な人事制度

ノーブルメア原則: アメリカ連邦公務員の給与が基準

国連共通システム

(3) 分権的セクター間調整

4-5 国際行政論の対応—対象の限定

ランスホーヘン・ヴェルトハイマー: 『国際事務局 (The International Secretariat): 国際行政の偉大な実験』 (1945年)

ラブディ: 『国際行政の省察』 (1956年)

ラングロッド: 『国際公務員: その起源・性格・展開』 (1963年)